別添「個人情報の保護に関する法律」に基づく公表事項

当士協会は、「個人情報の保護に関する法律」(以下「法」といいます。)に基づき、以下の事項を公表いたします。

1. 個人情報の利用目的等

(1)書面等で個人情報を直接取得する場合以外の方法で、個人情報を取得する場合の利用目的 (法第21条第1項関係)

当士協会が保有する特定個人情報を除く業務の過程において取得する各種個人情報につきましては、(定款に定める目的)を目的として当士協会が行う次の事業に利用させていただきます。

- 不動産鑑定士の遵守しなければならない職業倫理に関する規範を定め、その保持高揚を図る事業
- 不動産の鑑定評価に関する研修を開催する等会員の資質の向上を図る諸施策を講じる事業
- 不動産の鑑定評価に関する理論及び実務の調査研究を行う事業
- 前号のほか、不動産鑑定評価制度、不動産鑑定士の業務及び地価に関する事項について調 査研究を行い、必要に応じ官公庁に建議し又はその諮問に応ずる事業
- 不動産鑑定評価等業務(不動産の鑑定評価に関する法律第3条第1項及び第2項で定める業務をいう。以下同じ。)に関し、会員の相談に応じ、資料を提供する等会員に対し必要な支援を行う事業
- 不動産鑑定評価等業務の適正な実施に資する諸施策を講じる事業
- ▼ 不動産鑑定評価制度に関する国民及び社会一般の理解と信頼を高めるための啓発宣伝を行う 事業
- 不動産、不動産鑑定評価に関する紛争について相談、助言等を行う事業
- 不動産の鑑定評価に関する資料を収集整理する事業
- 国又は地方公共団体の委託を受けて地価の調査を行う事業
- その他当士協会の目的達成のために必要な事業
- 前各号の事業を円滑に実施するため、会員の指導、連絡調整及び監督に関する事務に関する 事業
- (2) 当士協会が保有する特定個人情報を除く個人情報は、上記1の事業に関し、次の利用目的で利用いたします。なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外では利用しません。
 - 不動産の鑑定評価等業務に関する出版物の販売のため
 - 不動産の鑑定評価業務関係者等を対象としたメールマガジンの配信のため
 - 不動産の鑑定評価等業務に関する研修・シンポジウムの開催のため
 - 不動産の鑑定評価業務等に関係する国内外組織との連携のため
 - メディア関係者との意見交換のため
 - 不動産鑑定士試験を合格した実務修習生を対象とした実務修習実施のため
 - 不動産の鑑定評価等業務関係者(依頼者、利用者等を含む。)からの相談・照会・意見・苦情等 への対応及びその記録並びに保管等のため
 - 会員及び会員情報の管理のため
 - 一般国民等を対象に行う説明会、講演会、研修会等に係る運営等のため
 - 機関誌等の発刊物の配布のため
 - 不動産の鑑定評価等業務に関する調査及びその結果のフィードバック等の実施並びに研究等 のため
 - 不動産の鑑定評価等業務に関する委員会等、会合等に係る運営、資料送付、情報連絡等のため
 - 関係官庁への提言、要望活動及び関係団体等との意見交換・情報連絡等のため

- 公益法人等の役職員等を対象に行う諸行事(懇親会等)に係る運営、管理等のため
- 契約の解約及び解約後の事後管理等のため
- 契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 他の事業者等から委託された業務の円滑な運営等のため
- ◆ その他、上記(1)の目的のために行う業務の達成のため(今後行うこととなる事項を含む)
- (3) 当士協会が保有する特定個人情報は、次の目的及び範囲においてのみに利用いたします。
 - ①目的
 - ア) 役職員等(扶養家族を含む)に係る個人番号関係事務
 - 給与所得·退職所得の源泉徴収票作成事務
 - 雇用保険届出事務
 - 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
 - 健康保険·厚生年金保険届出事務
 - 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する申告書届出書及び申込書作成事務
 - 国民年金の第三号保険者の届出事務
 - その他、上記に付随する手続事務
 - イ) 役職員等以外の個人に係る個人番号関係事務
 - 報酬·料金等の支払調書作成事務
 - 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書作成事務
 - 不動産の使用料等の支払調書作成事務
 - ② 範 囲
 - ア)役職員等及び配偶者並びに扶養家族に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所等
 - イ) 役職員等以外の個人に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共 に管理される氏名、生年月日、性別、住所等
 - ウ) 税務署、公共職業安定所、日本年金機構、健康保険組合、労働基準監督署、市区町村等に 提出するために作成した源泉徴収票等、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届・喪失 届等、法定調書、その他書類等及びこれらの控え
- (4)第三者提供に関するオプトアウト制度の事項(法第27条第2項関係) 現在のところ、該当はありません。
- (5)共同利用に関する公表事項(法第27条第5項3号関係)

【不動産取引価格に係る事例資料をはじめとする不動産鑑定評価等業務に関する情報】

① 共同利用をする旨

当士協会は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会(以下、「連合会」という。)で取得する取引事例をはじめとする不動産鑑定評価等業務関係の情報を下記により共同利用いたします。

② 共同して利用される個人データの項目等

物件所在地、価額、面積、取引時点、取引当事者の氏名、道路幅員、形状などの個別的な、あるいは公法上の制限、所在する地域の特徴などの地域的な価格形成要因のデータ項目

- ③ 共同して利用する者の範囲
 - 当士協会並びにその会員、連合会並びにその会員、又は都道府県不動産鑑定士協会並びにその会員
- ④ 利用する者の利用目的
 - 地価公示法に基づく標準地の鑑定評価、国土利用計画法施行令に基づく都道府県地価調査その他の公的評価及び不動産の鑑定評価に関する法律第3条に定められた鑑定評価等業務
- ⑤ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって は、その代表者の氏名

(連合会が取得する不動産鑑定評価関係の情報)

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会 東京都港区虎ノ門 3-11-15 SVAX TT ビル 会長 吉村 真行

【連合会が取得する会員管理関係の情報】

① 共同利用をする旨:

当士協会は、連合会が取得する会員管理関係の情報を下記により共同利用いたします。

② 共同して利用される個人データの項目等:

ア)氏名、性別、勤務先情報(名称・所在地・電話番号・FAX番号)、資格情報のうち研修履歴情報な ど

- イ)会員の生年月日、連絡先(自宅住所・電話番号・FAX 番号、E-mail アドレス)、会員管理情報 (入会年月日、退会年月日(退会者のみ)、懲罰(懲戒処分を受けた場合のみ)、評価員管理情報(地価公示評価員年度、地価調査評価員年度)、実務修習管理情報(修習生の氏名、勤務先等連絡先)、資格情報(国土交通省資格登録番号(士・士補)、研修履歴情報)など。
- ③ 共同して利用する者の範囲: 当士協会並びにその会員、連合会並びにその会員、地域不動産鑑定士協会連合会、又は都道府 県不動産鑑定士協会並びにその会員
- ④ 利用する者の利用目的:

当士協会、連合会、地域不動産鑑定士協会連合会又は都道府県不動産鑑定士協会において共同利用する目的は、会員管理のためとなります。

ただし、②アの情報に関しては、上記の利用目的に加え、当士協会と会員との間で会員の連絡先等について、共同利用いたします。これは当士協会が実施する事業に関連して、当士協会が保有する個人情報を用いて当士協会が定める利用目的の範囲内で会員間の連絡等で使用するのに必要なためです。

- 会員が性別又は勤務先情報等の情報の全部又は一部について共同利用による他の会員への情報提供を望まない場合で、合理的な理由がある場合は、この限りではない。
- 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会の役員選挙の場合に限り、立候補者が役員選挙規程第29条に定める選挙文書を送付することを目的として、同会から立候補者に対して、宛名ラベルの頒布が行われることがあります。(頒布は目的外利用を行わない旨誓約した場合に限られます。また、上記により情報提供を望まない方は除かれます。)
- ⑤ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 その代表者の氏名:

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会 東京都港区虎ノ門 3-11-15 SVAX TT ビル 会長 吉村 真行

(都道府県不動産鑑定士協会のみに所属する会員にあっては当該不動産鑑定士協会)

2. 保有個人データに関して、本人の知り得る状態に置くべき事項(法第32条第1項関係)

当士協会の保有個人データについて以下の事項を公表いたします。

- (1) 個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名: 公益社団法人京都府不動産鑑定士協会 京都市中京区間之町通御池下る綿屋町520番地1 京ビル2号館6F 会長 辻本 尚子
- (2) 保有個人データの利用目的

上記1の(1)~(3)に掲載されている個人情報の項目及び利用目的

- (3) 開示・訂正等・利用停止等にかかる手続き 「3.開示等の求めに応じる手続等に関する事項」をご参照ください。
- (4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置 「保有個人データの安全管理のために講じた措置」をご参照ください。
- (5) 苦情の申し出先:

「4.苦情及び相談の受付に関する事項」記載の窓口宛にご連絡ください。

(6) 認定個人情報保護団体の名称及び苦情の申し出先 現在、当士協会の所属する認定個人情報保護団体はありません。

3. 開示等の求めに応じる手続等に関する事項(法第33条~38条関係)

(1) 開示等の求めの対象となる事項

開示の求めの対象となる保有個人データの事項については、当士協会の保有する個人情報のうち、 当士協会が開示等の権限を有するもの(以下、「保有個人データ」という。)又は第三者提供記録に限り、 開示等の求めの対象となります。ただし、以下に該当する場合は、保有個人データ又は第三者提供 記録に該当しません。

- 当該保有個人データ又は第三者提供記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- 当該保有個人データ又は第三者提供記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な 行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- 当該保有個人データ又は第三者提供記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- 当該保有個人データ又は第三者提供記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮 圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
- (2) 全ての保有個人データの利用目的

当士協会の全ての保有個人データは、「1.個人情報の利用目的等」(1)~(3)に規定されている利用目的の範囲内で利用いたします。

(3) 開示等の求めの申し出先

開示等のご請求は「4.苦情及び相談の受付に関する事項」記載の窓口宛に、所定の申請書に必要書類((4)及び(5)参照)を同封し、封筒に朱書きで、「開示等請求書類在中」とお書添えの上、郵送によりお願い申しあげます。

(4) 開示等の求めに際してご提出いただく書面

「開示等の求め」をご本人が行われる場合は、下記の①申請書をダウンロードし、所定の事項をすべてご記入の上、②本人確認書類(個人番号カード(表面のみ)・住民票等)、③申請書に押印された印鑑にかかる印鑑証明書を同封して、上記2.(1)の申し出先までご郵送ください。

なお、申請書様式がダウンロードできない場合は、第1種定型郵便物(25g以内)の郵便料金相当額の切手を貼付し、住所氏名をご記入いただきました返信用封筒を同封の上、上記2.(1)の申し出先までご郵送ください。折り返し申請書用紙を送付させていただきます。

① 申請書様式

- 保有個人データ開示申請書(開示等様式1)
- 保有個人データ訂正等申請書(開示等様式2)

- 保有個人データ利用停止等申請書(開示等様式3)
- 保有個人データ第三者提供停止申請書(開示等様式4)
- ② 本人確認のための書類

【本人が申請する場合の提出書類】

必要書類	注記
① 申請書(開示等様式1~4)	本人の実印をご押捺ください
② 印鑑証明書	申請日3ヶ月以内作成の印鑑証明書 (申請書に押印された印鑑にかかるも の)
③ 本人確認書類 1. 個人番号カード(表面のみ) 2. 住民票	左記の写しを1つ以上
3. 運転免許証 4. パスポート 5. 年金手帳 6. 健康保険被保険者証 7. 特別永住者証明書 8. 在留カード 9.その他	※有効期限のないものは発行日から 6ヶ月以内

(5) 代理人による開示等の求め

「開示等の求め」を請求される方が未成年者又は成年被後見人の法定代理人若しくは、「開示等の求め」をされることにつきご本人が委任した代理人の場合は、下記の書類をご同封下さい。

【法定代理人が申請する場合の提出書類】

	「ひ」に山自及』
必要書類	注記
① 申請書(開示等様式1~4)	本人の実印をご押捺ください
② 印鑑証明書	申請日3ヶ月以内作成の印鑑証明書(申請書に押印された印鑑にかかるもの)
③ 本人確認書類 1. 個人番号カード(表面のみ) 2. 住民票	左記の写しを1つ以上
3. 運転免許証 4. パスポート 5. 年金手帳 6. 健康保険被保険者証 7. 特別永住者証明書 8. 在留カード 9.その他	※有効期限のないものは発行日から 6ヶ月以内
④ 請求資格確認書類(法定代理人のみ) 1. 戸籍謄本 2. 登記事項証明書 3. 審判書 4. その他	・法定代理権があることを確認させていただくための書類を1つ以上
⑤ 法定代理人であることの確認書類1. 個人番号カード(表面のみ) 2. 住民票3. 運転免許証 4. パスポート 5. 年金手帳6. 健康保険被保険者証 7. 特別永住者証明書8. 在留カード 9.その他	左記の写しを1つ以上 ※有効期限のないものは発行日から 6ヶ月以内

【本人からの委任により代理人が申請する場合の提出書類】

【本人がらの女はによりに生人が、中時	7 で物ロツル田首双』
必要書類	注記
① 申請書(開示等様式1~4)	本人の実印をご押捺ください
② 委任状	
③ 印鑑証明書	申請日3ヶ月以内作成の本人の印鑑証明書(申請書及び委任状に押印された印鑑にかかるもの)

④ 本人確認書類

- 1. 個人番号カード(表面のみ) 2. 住民票
- 3. 運転免許証 4. パスポート 5. 年金手帳
- 6. 健康保険被保険者証 7. 特別永住者証明書
- 8. 在留カード 9.その他
- ⑤ 代理人(請求者)確認書類
- 1. 個人番号カード(表面のみ) 2. 住民票
- 3. 運転免許証 4. パスポート 5. 年金手帳
- 6. 健康保険被保険者証 7. 特別永住者証明書
- 8. 在留カード 9.その他

左記の写しを各1つ以上

※有効期限のないものは発行日から 6ヶ月以内

- (6) 開示の求めに対応させていただくための手数料等及びその支払い方法 1回の申請ごとに、1,000円(郵便料金および簡易書留料金を含みます)。
- 1,000円分の郵便切手を申請書類に同封下さい。
- (7) 開示等の求めに対するご回答方法 申請書にご記載頂いた方法によりご回答申しあげます。
- (8) 開示等の求めに関して取得した個人情報の利用目的及び保存期間

開示等の求めにともない取得いたしました個人情報は、開示等の求めに必要な範囲でのみ取り扱いさせていただきます。ご提出いただいた書類は、開示等の求めに対する回答が終了した日より2年間保存し、その後廃棄させていただきます。

(9) 請求に応じられない場合

以下の①及び②の場合には、請求に応じることができません。

- ① 請求の不備等により請求を受理できない場合
- 以下の場合には、請求を受理することはできません。不備な箇所を修正したうえで、当士協会所定の手続に従い申請書類の再提出をお願いいたします。
 - 当士協会指定の請求書類を使用していない場合
 - 提出に必要な書類等が足りない場合
 - 請求書に記載された事項では本人を特定できない場合
 - 申請書に記載されている住所、本人確認のための書類に記載されている住所、当士協会の登録住所が一致しない場合等、本人からの請求であることが確認できない場合
 - 当士協会が定める手続でなく請求された場合
 - 開示の求めの対象が、法第16条で定義する保有個人データ又は第三者提供記録に該当しない場合
 - 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 当士協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 他の法令に違反することとなる場合
 - 代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
 - 所定の申請書類に明らかな虚偽がある場合

② 開示等の請求等をお断りする場合

ア)利用目的の通知

以下の場合には、請求される保有個人データの利用目的の通知には応じることはできません。

- 本公表事項等により、すでに本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかである場合
- 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合(法33条2項1号、法21条4項1号)

- 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当士協会の権利又は正当な利益を害するお それがある場合(法33条2項2号、法21条4項2号)
- 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。(法33条2項2号、法21条4項3号)

イ)開示

以下の場合には、請求にかかる保有個人データ又は第三者提供記録を開示することはできません。

- 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合(法33条2項1号)
- 当士協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合(法33条2項2号)
- 開示により、他の法令に違反する場合(法33条2項3号)
- 開示について、他の法令の規定により特別の手続が定められている場合(法33条4項)

ウ) 訂正等(訂正、追加、削除)

以下の場合には、請求にかかる保有個人データの訂正等には応じることはできません。

- その内容の訂正、追加、削除について、他の法令の規定により特別の手続が定められている場合(法34条2項)
- その内容の訂正、追加又は削除が、当該保有個人データの利用目的の達成のために必要でない場合(法34条2項)
- 工) 利用停止等(利用停止、消去)

以下の場合には、請求にかかる保有個人データの利用停止等には応じることはできません。

- 違反の是正のためには、請求に係る保有個人データの一部の利用停止又は消去で足りる場合 (法35条2項)
- 利用停止又は消去に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難であり、 かつ本人の権利利益を保護するため必要な代替措置をとった場合(法35条2項)

オ)第三者提供の停止

以下の場合には、請求にかかる保有個人データの第三者提供の停止には応じることはできません。

● 第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者の提供を停止することが困難であり、かつ、本人の権利利益を保護するため必要な代替措置をとった場合(法30条4項)

(10) 開示等・不開示等の決定の通知

① 保有個人データ開示等決定通知書の通知

当士協会は、開示等の請求等のあった保有個人データの利用目的の通知をする旨決定したとき又は全部又はその一部を除いた部分について開示、訂正等若しくは利用停止等若しくは第三者提供の停止をする旨決定したときは、請求者又は代理人に対し、「保有個人データ開示等決定通知書」の送付により通知いたします。

② 保有個人データ不開示等決定通知書の通知

当士協会は、開示等の請求等のあった保有個人データの利用目的の通知をしない旨決定したとき又は全部について、開示、訂正等若しくは利用停止等若しくは第三者提供の停止をしない旨決定したときは、請求者又は代理人に対し、「保有個人データ不開示等決定通知書」の送付により通知いたします。

4. 苦情及び相談の受付に関する事項(法第40条関係)

当士協会の個人情報の取扱いに関する苦情又は相談については、下記まで電話又は郵送でお願い申しあげます。

(1) 所在地

〒604-8181

京都市中京区間之町通御池下る綿屋町520番地1 京ビル2号館6F 公益社団法人京都府不動産鑑定士協会

(2) 電話番号

075-211-7662

(3) 受付時間

月~金曜日(祝日・年末年始を除く)、9時~12時・13時~17時

5. 当士協会が作成した匿名加工情報に関する事項(法第43条第3項関係)

当士協会は、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報(匿名加工情報」)およびその加工方法等に関する情報「(加工方法等情報」)について以下のとおり定めます。

(1) 関係法令・ガイドライン等の遵守

当士協会は、個人情報保護法その他の法令及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」その他のガイドラインを遵守して、匿名加工情報及び加工方法等情報「(匿名加工情報等」)の適正な取扱いを行います。

(2) 安全管理措置に関する事項

当士協会は、匿名加工情報等について、漏えい、滅失又はき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、匿名加工情報等を取り扱う従業者や委託先(再委託先等を含みます。)に対して、必要かつ適切な監督を行います。匿名加工情報等の安全管理措置に関しては、別途「匿名加工情報等取扱規程」において具体的に定めております。

- (3) 当士協会の作成した匿名加工情報に含まれる「個人に関する情報の項目」 当士協会は現時点ではまだ匿名加工情報を作成したことはありません。
- (4) 第三者提供をする匿名加工情報に関する事項 当士協会は現時点ではまだ匿名加工情報を第三者に提供したことはありません。

(5) 識別行為の禁止

当士協会は、自ら作成した匿名加工情報以外の匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは匿名加工情報の作成において行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合しないものとします。

(6) ご質問及びご苦情の窓口

当士協会における匿名加工情報等の取扱いに関するご質問に関しては、公益社団法人京都府不動産鑑定士協会の窓口にご連絡ください。

保有個人データ開示申請書

年 月 日

公益社団法人京都府不動産鑑定士協会宛	公益社団法	人京都府不動	か 産鑑定士物	岛会宛
--------------------	-------	--------	---------	-----

申	請	者			
住	戸	斤			
氏	名	Š			実印
電話	番号].	()	

個人情報の保護に関する法律第33条第1項の規定により、次のとおり個人データの開示を 請求します。

保有個人データに	
該当する本人氏名	
開示を請求する	
保有個人データの内	
容・必要性	
ご希望する回答方法	□電子メール □郵送(書面)

※ 代理人が請求する場合には、次の欄も記入してください。

			□未成年者の法定代理人	□成年被後見人の法定代理人
代到	埋人の区分		□委任による代理人	
本	住	所		
	氏	名		
人	電 話 番	号	()	

備考

- 1 □のある欄は、該当する箇所にチェック印を記入してください。
- 2 開示請求に係る保有個人データの内容については、できるだけ具体的に記入して ください。
- 3 本人が請求する場合は、本人であることを証明する書類(個人番号カード【表面のみ】、住民票【個人番号を抜いたもの】、運転免許証、パスポート等)の写し及び印鑑証明書を提出してください。
- 4 代理人が請求する場合は、代理人であることを証明する書類及び代理人が代理人 本人であることを証明する書類 (公表事項を参照) の写しを提出してください。
- 5 開示請求の手数料1,000円分の切手を同封ください。

当会使用欄

受 付	確認	回 答

正等を請求します。 ご本人の氏名

訂正、追加又は削 除を請求する保有 個人データの内容

訂正、追加又は削 除を請求する内容

代理人の区分

本|住

備考 1 2

> 3 4

5

当会使用欄

氏

電 話 番 号

公益社団法人京都府不動産鑑定士協会宛

者本人について記入してください。

所

名

□委任による代理人

付

保有個人データ訂正等申請書

申 請 者

所

名 電話番号

住

氏

個人情報の保護に関する法律第34条第1項の規定により、次のとおり保有個人データの訂

※ 代理人が請求する場合には、次の欄も記入してください。下記「本人」欄には、委任

□未成年者の法定代理人 □成年被後見人の法定代理人

年 月 日

実印

訂正等に係る保有個人データの内容については、できるだけ具体的に記入してく	
ださい。	
訂正等を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出してくださ	٧,°
本人が請求する場合は、本人であることを証明する書類(個人番号カード【表面	面
のみ】、住民票【個人番号を抜いたもの】、運転免許証、パスポート等)及び印象	監
証明書を提出してください。	
代理人が請求する場合は、代理人であることを証明する書類及び代理人が代理人	人
本人であることを証明する書類(公表事項を参照)を提出してください。	

回答

確 認

用停止等を請求します。

ご本人の氏名

利用停止又は消去 を請求する保有個 人データの内容

利用停止又は消去 を請求する理由

当会使用欄

公益社団法人京都府不動産鑑定士協会宛

保有個人データ利用停止等申請書

個人情報の保護に関する法律第35条第1項の規定により、次のとおり保有個人データの利

 申
 請
 者

 住
 所

 氏
 名

電話番号

年 月 日

実印

*			る場合には、次の欄も記入してください。下記「本人」欄には、委任 記入してください。
代理	理人(の区分	□未成年者の法定代理人 □成年被後見人の法定代理人 □委任による代理人
本	住	所	
	氏	名	
人	電	話 番 号	()
備	3 の 記 4	利用停止等 己入してくだ 本人が申出 み】、住民 E明書を提出 代理人が申	は、該当する箇所にチェック印を記入してください。 の申出に係る保有個人データの内容については、できるだけ具体的に さい。 する場合は、本人であることを証明する書類(個人番号カード【表面 票【個人番号を抜いたもの】、運転免許証、パスポート等)及び印鑑 してください。 出する場合は、代理人であることを証明する書類及び代理人が代理人 とを証明する書類 (公表事項を参照)を提出してください。

確認

回答

三者提供の停止を請求します。

ご本人の氏名

第三者提供の停止 を請求する保有個 人データの内容

第三者提供の停止

当会使用欄

公益社団法人京都府不動産鑑定士協会宛

保有個人データ第三者提供停止申請書

個人情報の保護に関する法律第35条第3項の規定により、次のとおり保有個人データの第

申 請 者 住 所 氏 名

電話番号

年 月 日

実印

で明。	求する) 垤卩	П	
				する場合には、次の欄も記入してください。下記「本人」欄には、委 て記入してください。
代理	人の区	_ 		□未成年者の法定代理人 □成年被後見人の法定代理人 □委任による代理人
本	主		所	
F	夭		名	
人	電 話	番	号	()
3	2 第 4 本 3 の 証 代 1 代 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	三に人】書理	提入申住提が出民出申	は、該当する箇所にチェック印を記入してください。 の停止の申出に係る保有個人データの内容については、できるだけ具 てください。 する場合は、本人であることを証明する書類(個人番号カード【表面 票【個人番号を抜いたもの】、運転免許証、パスポート等)及び印鑑 してください。 出する場合は、代理人であることを証明する書類及び代理人が代理人 とを証明する書類(<u>公表事項を参照</u>)を提出してください。

確認

回答